

■社会福祉連携推進法人設立認定事前審査調査記入上の留意事項

社会福祉連携推進法人名：(仮称)

所在地：

代表者(協議者)：

審査項目		内容
法人設立のための組織運営(一般社団法人の設立確認)		
1.	1. 設立時の役員	定款には、設立時の役員の定められていること。
2.	2. 設立時の役員による設立手続きの調査	
3.	3. 設立準備会の役員	6人以上
4.	4. 会議の開催・審議・記録の状況	会則に基づく開催と議決事項が適正に審議されていること。
法定基準	1	<p>【社会福祉法第127条第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること
	2	<p>【社会福祉法第127条第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員が社会福祉法人、社会福祉事業を営業者等により構成され、その過半数が社会福祉法人であること
	3	<p>【社会福祉法第127条第3号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎があること
	4	<p>【社会福祉法第127条第4号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと
	5	<p>【社会福祉法第127条第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款に必要事項が記載されていること ア 社員の議決権に関する事項 イ 役員に関する事項 ウ 代表理事を1人置く旨 エ 理事会を置く旨及び理事会に関する事項 オ 事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項 カ 社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方法 キ 貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨 ク 資産に関する事項 ケ 会計に関する事項 コ 解散に関する事項 サ 社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨 シ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨 ス 定款の変更に関する事項
	6	<p>【社会福祉法第126条第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉連携推進方針 ア 社員の氏名又は名称 イ 社会福祉連携推進区域の範囲 ウ 社会福祉連携推進業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉支援業務 ・災害時支援業務 ・経営支援業務 ・貸付業務 ・人材確保等業務 ・物資等供給業務 エ 貸付業務に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象社員の名称 ・貸付金額 ・貸付の契約日 ・貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法
		<ul style="list-style-type: none"> ・定款上、 <ul style="list-style-type: none"> ①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進する旨及び ②地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する旨が記載されていること ・社会福祉連携推進業務に係る事業費が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半を超えていること
		<ul style="list-style-type: none"> ・社員は法人であること ・社員は2以上であること ・社員は、 <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉法人、 ②社会福祉法人以外の社会福祉事業を営業者等による法人、 ③社会福祉を目的とする福祉サービス事業を営業者等による法人、 ④社会福祉事業等従事者を養成する機関を営業者等による法人のいずれかであること ・地方自治体は社員となることができないこと ・社員の過半数が社会福祉法人であること ・議決権の過半数が社会福祉法人であること
		<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、社員総会、社会福祉連携推進評議会等必要な組織機関が全て備わっていること ・業務運営の実施体制が確保されていること ・認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度において事業支出に相当する収入が確保される見通しがあること
		<ul style="list-style-type: none"> ・定款例を参照し、定款上、社員の資格の得喪のルールが適切に規定されていること
		<ul style="list-style-type: none"> ・定款例を参照し、必要な事項が全て記載されていること ※ 社員の議決権については、1社員1議決権を原則としつつ、 <ul style="list-style-type: none"> ①不当に差別的な取扱いではない、 ②社員が提供する金銭等の価額に応じた取扱いではない、 ③1の社員に対し、議決権総数の半数を超える配分をしないといった要件を満たす場合は、原則とは異なる取扱いも可能。 ※ 特殊関係者の制限 <ul style="list-style-type: none"> ア 理事について <ul style="list-style-type: none"> 理事の特殊関係者(配偶者、三親等以内の親族のほか、事実婚の関係にある者、使用人等)が3人を超えて含まれず、理事及びその特殊関係者が理事総数の1/3を超えて含まれてはならないこと。 イ 監事について <ul style="list-style-type: none"> 各理事及び監事の特殊関係者が含まれてはならないこと。 ※ 同一法人出身の制限 <ul style="list-style-type: none"> ア 理事について <ul style="list-style-type: none"> 理事のうち同一法人出身者は、理事総数の1/3(社員が2の場合にあっては1/2)を超えて含まれてはならないこと。 イ 監事について <ul style="list-style-type: none"> 監事のうち、同一法人出身者が含まれず、かつ理事との同一法人出身者は1人までとすること。 ※ 残余財産の帰属先については、国、地方公共団体、他の社会福祉連携推進法人、社会福祉法人とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉連携推進区域の範囲」については、「社会福祉連携推進業務を行う区域」と一致するものとして、原則として市町村単位で記載すること。ただし、社員に係る法人の主たる事務所の所在地が1の都道府県の全ての市町村にわたる場合には、「〇〇県全域」といった記載で差し支えないものであること。 ・「社会福祉連携推進業務の内容」については、社会福祉連携推進業務の種類ごとに、当該連携推進法人において行われる業務の内容を具体的に記載すること。 ・「貸付業務に係る事項」については、これを行おうとする場合のみ記載すること。よって、当初の認定申請の段階において貸付業務を行う予定がない場合には、記載不要であること。また、認定後において新たに貸付業務を行おうとする場合には、社会福祉連携推進方針の変更が必要となるものであること。

審査項目		内容
法定基準	7	<p>【社会福祉法第132条第3項】</p> <p>・社会福祉連携推進業務以外の業務の内容</p> <p>・次の①から③までの要件を満たすものについては、行って差し支えない。 ①その他業務の事業規模が連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること ②その他業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること ③社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと</p>
	8	<p>【社会福祉法第128条、社会福祉法施行令第34条】</p> <p>・欠格事由</p> <p>次に掲げる場合には、連携推進法人として認定することはできない。 ①役員が次に掲げる事項に該当する場合 ア 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの イ 社会福祉法その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者（ウに該当する者を除く。） ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） ②社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないもの ③暴力団員等がその事業活動を支配するもの</p>
個別項目別審査		
第1 連携推進法人が経営を予定している業務		
1. 社会福祉連携推進業務		<p>社会福祉法第125条に規定する社会福祉連携推進業務の一つ以上を行うこと。</p> <p>社会福祉事業を行うことはできない。</p>
2. その他業務		<p>連携推進法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないこと。</p> <p>その他業務から得られた収益は、社会福祉連携推進業務に充当すること。</p>
第2 連携推進法人に置くべき組織機関		
1. 社員		
1. 社員の役割の適否		社員の役割を担っていること。
2. 社員に参画できる者の適否		社員に参画できる者の範囲内であること。
3. 予定定数		2以上（ただし、社会福祉法人以外の法人が参画する場合は、社会福祉法人が過半数でなければならないため、3以上）
4. 留意事項		上記のほか、社員に関する定めに基づいていること。
2. 社員総会		
1. 位置づけの適否		法人運営に係る重要事項の意思決定機関であること。
2. 議決権の適否		議決権の定めに基づいていること。
3. 理事（就任予定者）		
1) 予定定数		基準：6人以上
2) 資格要件		社会福祉連携推進業務について識見を有する者及び社会福祉連携推進業務を実施する区域における福祉サービスに関する実情に通じている者がそれぞれ含まれていること。
3) 兼職禁止		同一の連携推進法人の監事又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないこと
4) 欠格事由に該当する者の有無		法定基準8参照
5) 職責を果たし得る者の就任の有無		実際に運営に参画し職責を果たし得る者であること。
6) 特殊関係にある者の数		理事定数：6～8人⇒1人、9～11人⇒2人、12人～⇒3人
7) 同一法人出身理事の制限		法定基準5参照
4. 監事（就任予定者）		
1) 予定定数		基準：2人以上
2) 資格要件		財務管理について識見を有する者が含まれていること。
3) 兼職禁止		同一の連携推進法人の理事又は職員、社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないこと
4) 欠格事由に該当する者の有無		法定基準8参照
5) 各役員の親族及び特殊関係者の有無		法定基準5参照
6) 同一法人出身理事の制限		法定基準5参照

審査項目	内容
5. 会計監査人	該当がある場合に審査
1) 設置義務対象法人の基準	会計監査人の設置義務対象法人は、次のいずれかに該当するもの。 ①損益計算書中の「サービス活動収益」が30億円を超えること ②貸借対照表中の負債の部に計上される額の合計額が60億円を超えること
2) 予定定数	1人以上であること。
3) 資格要件	公認会計士又は監査法人であること。
4) 兼職禁止	同一の連携推進法人の役員、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないこと
6. 社会福祉連携推進評議会	
1) 予定定数	3人以上であること。
2) 構成	幅広い視点から、中立公正な立場で、連携推進法人に対して意見が述べられること。 社会福祉連携推進区域における福祉サービスに関する実情に通じている者を必ず加えること。
第3 連携推進法人の業務運営	
1. 業務運営の基本方針	
1) 特別の利益供与の禁止	連携推進法人は、以下の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。 ① 連携推進法人の社員又は基金の拠出者 ② 連携推進法人の理事、監事、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員 ③ ①及び②に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 ④ ①から③までに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ⑤ ③及び④に掲げる者のほか、①又は②に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 ⑥ ①に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者
2. 会費等	その使途及び金額について、理事会で決定した上で社員総会において承認が必要であること
3. 業務運営の実施体制	
人員体制、設備・備品の確保	
会計基準の則した会計処理	
役員報酬等基準の策定	社員総会の総会が必要であること。
4. 定款（案）等	
1) 定款（例）との整合性の有無	定款（例）、法令等に従い、必要事項が記載されていること。
2) 定款細則及び各種規程の有無	法人運営に必要な規程を整備（予定）していること。
第4 設立後（当初）の法人の資産	
1. 資産の所有等	
特記事項	
2. 基本財産（土地・建物・現金）	
1) 不動産所有の有無	
土地	
建物	
2) 基本財産となる現金の有無	
3) 取得（売買）見込	
4) 予定物件の適正	
5) 取得資金の確保の確実性	
3. その他財産（現金等）	
1) 不動産の所有の有無	
2) 他の動産（物品等）の所有	
3) 施設運営資金	
(1月又は2月分以上)	
4) 法人運営資金	
5) 上記資金確保の確実性	
2. 動産	
1) 動産所有の有無	
第5 設立後の法人の債務（第5に記載のものを除く。）	
1 借入金の有無	
2 借入金の種類（不動産取得・運営資金 取得）	
3 基本財産の担保提供の有無	
4 償還金（借入）確保の確実性	
総合判定	